

誓 約 書

申請者、その役員及び法定代理人は、東大阪市屋外広告物条例第34条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

申請(届出)者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

東大阪市屋外広告物条例(抜粋)

(登録の拒否)

第34条の4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第34条の2の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第37条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者(第34条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが、第37条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第37条の2第1項又は第37条の3第4項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

注) 誓約する者は、法人にあってはその代表者であり、個人にあっては本人であること。

誓 約 書

登録申請書の日付と同じ日付を記載してください。

申請者、その役員及び法定代理人は、東大阪市屋外広告物条例第 34 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 19 年 2 月 5 日

(あて先) 東大阪市長

登録申請書の申請者と同様に記載してください。

申請(届出)者 住 所 東京都千代田区 町 丁目 番 号

氏 名 株式会社 東京サイン
代表取締役 東京 太郎

法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

代 表 者 印

東大阪市屋外広告物条例(抜粋)

(登録の拒否)

第 34 条の 4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第 34 条の 2 の登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第 37 条の 2 第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者(第 34 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが、第 37 条の 2 第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- (3) 第 37 条の 2 第 1 項又は第 37 条の 3 第 4 項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

注) 誓約する者は、法人にあってはその代表者であり、個人にあっては本人であること。